

介護保険制度の改正により、令和7年8月から内容が変わりました。

介護保険ガイドブック 11ページ

○ 施設サービスを利用時、居住費・食費の負担軽減制度について

区分【第2段階】【第3段階①】について、前年度年金収入額、その他所得金額が80万円から80.9万円に変わります。

<申請の要件>

区分	居住費				食費 (内はショートステイ利用時)
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	
【第1段階】生活保護受給者の方または 老齢福祉年金受給者の方	550円 *380円	0円	880円	550円	300円
【第2段階】前年度年金収入額、その他 所得金額が80.9万円以下の方	550円 *480円	430円	880円	550円	390円 (600円)
【第3段階①】前年度年金収入額、その他 所得金額が80.9万円超120万円以下の方	1,370円 *880円	430円	1,370円	1,370円	650円 (1,000円)
【第3段階②】前年度年金収入額、その他 所得金額が120万円超の方	1,370円 *880円	430円	1,370円	1,370円	1,360円 (1,300円)

※*は特別養護老人ホームと短期入所（ショートステイ）利用時の金額です。

※本人年金収入額には、非課税年金（遺族年金・障害年金）を含みます。

介護保険ガイドブック 18ページ

○ 1か月の自己負担が高額になったときの上限額について

対象者【前年の公的年金収入金額+その他の合計所得金額の合計】について、80万円から80.9万円に変わります。

対象者	自己負担の上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方がいる世帯の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の 65歳以上の方がいる世帯の方	93,000円(世帯)
市民税課税の方がいる世帯で上記のいずれにも該当しない方	44,400円(代帯)
世帯の全員が市民税非課税の方	24,600円(代帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(代帯)